

ファクシミリ送付のご案内

平成17年10月9日

送信枚数 3枚(本紙含む)

<p>宛先 遷藤歯科医院 遷藤先生</p>	<p>発信者 三井住友海上火災保険株式会社 千葉埼玉損害サービス部 越谷サービスセンター 担当者 森田 光信 TEL 048-986-1801(代表) FAX 048-986-4410 e-mail:mitsunobu-morita@ms-ins.com</p>
-------------------------------	---

件名 患者、遷藤光也様に関するご連絡

拝啓

日頃は格別のご高配賜り心より厚く御礼申し上げます。

さて、先日よりご要望のございました件につきまして、別紙資料お送りいたしますと共に若干ご説明させていただきます。

敬具

お送りする資料
ご説明

別紙「健康保険及び国民健康保険の………」一案

以下はあくまで担当者としての知識の範囲でございますので、その点ご承知置き戴きたくお願い申し上げます。

交通事故の被害者に対する治療費の賠償につきましては下記がございます

1. 自由診療
2. 労災
3. 健康保険、国民健康保険、社会保険

自由診療につきましては全額任意保険会社が支払います（一般的に病院が使う一括）。

労災につきましては病院が全額労災に請求し、治療終了後労災より任意保険会社に請求があります。

保険診療につきましては本人負担分を任意保険会社より本人又は医療機関に支払い 残額はそれぞれの機関より任意保険会社に請求があります。

先生ご指摘の通り交通事故につきましては保険適用しないと主張する医療機関もございますので、その際は医療機関を変えるなどさせていただきます。

同時に保険適用の場合でも本人負担分は窓口にて精算が原則の医療機関もございますし、本人負担分を任意保険会社に請求してくれる医療機関もございますので適時対応させていただきます。

保険診療につきましては本人負担分を任意保険会社より本人又は医療機関に支払い 残額はそれぞれの機関より任意保険会社に請求があります。先生ご指摘の通り交通事故につきましては保健適用しないと主張する医療機関もございますので、その際は医療機関を変えるなどさせていただきます。同時に保険適用の場合でも本人負担分は窓口にて清算が原則の医療機関もございますし、本人負担分を任意保険会社に請求してくれる医療機関もございますので適時対応させていただきます。

保険発第106号

昭和43年10月12日

各都道府県民生主管部(局)長殿

厚生省保険局

保 険 課 長

国民健康保険課長

健康保険及び国民健康保険の自動車損害賠償責任
保険等に対する求償事務の取扱いについて(通知)

自動車による保険事故の急増に伴い、健康保険法第67条(第69条12において準用する場合を含む。)又は国民健康保険法第64条第1項の規定による求償事務が増加している現状にかんがみ、自動車損害賠償保障法の規定に基づく自動車損害賠償責任保険等に対する保険者の求償事務を下記により取扱うこととしたので、今後、この通知によるよう保険者に対し、必要な指導を行なわれたい。

なお、最近、自動車による保険事故については、保険給付が行なわれないとの誤解が被保険者等の一部にあるようであるが、いうまでもなく、自動車による保険事故も一般の保険事故と何ら異りがなく、保険給付の対象となるものであるので、この点について誤解のないよう住民、医療機関等に周知を図るとともに、保険者が被保険者に対して十分理解されるよう指導されたい。また健康保険法施行規則第52条又は国民健康保険法施行規則第32条の2の規定に基づく被保険者からの第三者の行為による被害の届出を励行させるよう、あわせて指導されたい。

おつて、この取扱いについては、運輸省並びに自動車保険料率算定会及び全国共済農業協同組合連合会と協議済みであり、自動車保険料率算定会及び全国共済農業協同組合連合会から、各保険会社及び各査定事務所並びに各都道府県共済農業協同組合連合会に対して通知が行なわれることとなっているので、念のため申し添える。

なお、最近、自動車による保険事故については、保険給付が行われないとの誤解が被保険者等の一部にあるようであるが、いうまでもなく、自動車による保険事故も一般の保険事故と何ら異りがなく、保険給付の対象となるものであるので、この点について誤解のないよう住民、医療機関等に周知を図るとともに、保険者が被保険者に対して十分理解されるよう指導されたい。

医療機関に支払の確認連絡を入れる際は、混乱や勘違いを防ぐため必ず内容説明の上 請求のお願いを申し上げます。
同時に、被害者にも保険での受診を必ず申し出るよう説明いたします。
治療費の内、保険適用と適用以外の件ですが、原則的に治療は全て保険適用と理

解しております（専門外ですので断定できませんが）。
但し、保険適用の治療では満足度が低い場合が考えられますので、その際は被害者と相談の上、対応を決定いたします。
被害者の対応ですが、怪我をした相手の被害者に賠償する「対人賠償」と自分も怪我をしてしまったときの「人身傷害」がございます。
今回の遠藤さんの事故のケースは、遠藤さんの友人が運転する車の助手席に乗車し駐車中の車に追突して受傷したケースです。基本的には運転していた友人が遠藤さんを「対人賠償」する事も可能ですが、事情があり（プライバシーに関しますので詳細はご説明できません）運転していた友人の任意保険である人身傷害保険にて対応いたしており、その場合は約款上保険の使用が義務づけられております。以上取り急ぎご連絡申し上げますので、ご不明な点などございましたらご一報下さい。

以上

医療機関に支払の確認連絡を入れる際は、混乱や勘違いを防ぐため必ず内容説明の上 請求のお願いを申し上げます。同時に被害者にも保険での受診を必ず申し出るよう説明いたします。治療費の内 保険適用と適用以外の件ですが、原則的に治療は全て保険適用と理解しております(専門外ですので断定できませんが)但し、保険適用の治療では満足度が低い場合が考えられますので、その際は被害者と相談の上、対応を決定いたします。

被害者の対応ですが、怪我をした相手の被害者に賠償する「対人賠償」と自分も怪我をしてしまったときの「人身障害」がございます。

今回の遠藤さんの事故のケースは、遠藤さんの友人が運転する車の助手席に乗車し駐車中の車に追突して受傷したケースです。基本的には運転していた友人が遠藤さんを「対人賠償」する事も可能ですが、事情があり(プライバシーに関しますので詳細はご説明できません)運転していた友人の任意保険である人身障害保険にて対応いたしており、その場合は約款上保険の使用が義務づけられております。以上取り急ぎご連絡申し上げますので、ご不明な点などございましたらご一報下さい。 以上

黒野先生から頂いた資料

③ 歯科補てつ費用

義歯等の費用として、処置料とは別個に補てつ歯自体の費用を以下のとおり認定する。
ただし、当該地域の水準および治療内容等から必要と判断できる場合には、所長決裁により当該金額を超えて認定できる。

ア. 補てつ歯の認定範囲

(ア) 歯冠、継続歯

1歯につき80,000円の範囲内とする。なお、80,000円を超える場合には、100,000円まで認定することができる。

(イ) 架工義歯（ブリッジ）

欠損歯、支台歯のいずれも1歯につき80,000円の範囲内とする。なお、80,000円を超える場合には、100,000円まで認定することができる。

(ウ) 義歯（総義歯、仮義歯を除く。）

維持装置等を含めて1床につき

1～4歯	200,000円
5～8歯	250,000円
9～14歯	300,000円

の範囲内とする。

(エ) 仮義歯

1床につき50,000円の範囲内とする。

(オ) 総義歯

1顎につき原則として300,000円の範囲内とする。したがって、上・下顎を総義歯とした場合は、600,000円の範囲内とする。

イ. 認定方法

(ア) 補てつ歯自体の費用と歯冠修復のために必要となる費用（印象採得、支台築造）を分けることができない場合には、両者を合わせた費用を上記金額の範囲内で認定する。

(イ) 義歯等の費用を認めた金額について、消費税分を別途認める。

(ウ) 複数歯を欠損・破折した場合には、「上記の1歯当たりの金額×補てつ歯＋（義歯がある場合）義歯部分の上記金額」の範囲内で補てつ費用を認定する。

(エ) 12歳以下の子供の歯牙欠損で最終補てつが数年先から10年先になり、長期にわたり損害が確定しないものについては、医師の証明書（見積書を含む。）に基づき見込費用を認定する。

なお、最終補てつを行うまでの間、被害者の成長につれて数回、仮義歯の調整装着が必要となる場合があるが、仮義歯の上限額（50,000円）に、調整に必要な回数（通常3回程度まで）を乗じた額を限度として認定する。

(オ) 妊娠中の女性が歯牙欠損をしたような場合は、比較的短期間のうちに治療が可能となるので、損害確定後に請求に応じることとし、見込費用は認めない。

ウ. 歯列矯正の取り扱い

被害者の受傷態様等により、治療の一環として、歯列矯正が必要である旨の医師の証明がある場合に限り、認定する。なお、事故と治療との間の因果関係および認定額等に疑義があるものについては、照会のうえ認定する。

[認定例]

(例1) 架工義歯 (ブリッジ)

5	④	③	2	1	1	②	③	4	5
	支台歯		欠損歯			支台歯			
請求額	欠損歯		110,000 円×3 歯=330,000 円		支台歯		80,000 円×4 歯=320,000 円		
上限額	100,000 円×7 歯=700,000 円								
認定額	650,000 円 < 700,000 円								

(例2) 複数歯への補てつ費用

破折した1歯についてメタルボンドポーセレンによる補てつ、欠損した5歯について部分床義歯を装着し、メタルボンドポーセレンについては120,000円、部分床義歯については240,000円の請求があった場合

$$100,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 歯} + 250,000 \text{ 円} = 350,000 \text{ 円} < 120,000 \text{ 円} + 240,000 \text{ 円} = 360,000 \text{ 円}$$

したがって、350,000円を認める。

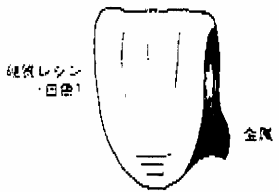


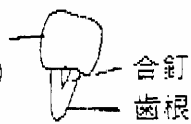
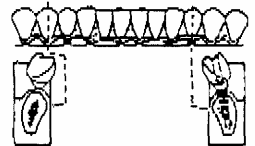
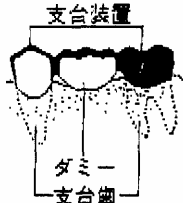
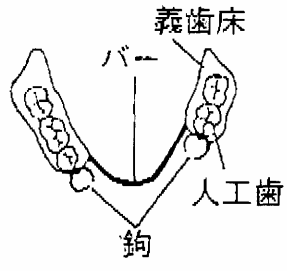
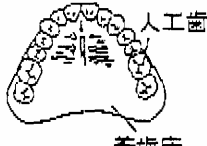
(例3) 見込費用

被害者が小学生で、成長過程において2回の仮義歯(3歯)の調整装着を必要とした場合

$$1 \text{ 床につき仮義歯 } 50,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 回} + \text{本義歯 } 200,000 \text{ 円} = 300,000 \text{ 円の範囲内で認める。}$$

[参考] 歯科補てつに関する用語

歯科補てつ等の方法および説明	略 図
<p>インレー充填</p> <p>窩洞形成後、印象採得または蝋型採得を行い、蝋で原型を作り、これを金属に置き換え(鋳造)、それをセメントで窩洞に接着固定するものである。</p>	
<p>支台築造</p> <p>歯冠の一部が欠損している場合、所定の形態にするため、支台形成後不足部分を人工材料で補うこと。</p>	
<p>一部被覆冠</p> <p>歯冠部の部分的実質欠損に対し、金属の鋳造体によって補てつする。</p> <p>主に前歯部に用いられ、支台歯質内に挿入する小釘により補てつ物が維持されるピンレッジ、唇側の歯質を露出させる場合のように審美的要素等により、一部歯質を露出させ全部鋳造冠に準ずる方式で作成される3/4冠(前歯)・4/5冠(臼歯)・1/2冠(大臼歯)、前歯の切縁部域あるいは臼歯の咬合面部を含んだ広範囲な歯牙表材性欠損を修復する際に用いられるオンレー等がある。</p>	

<p>前装鑄造冠</p> <p>全部鑄造冠の唇頬面の外観にふれる部分を陶歯、陶材あるいはレジンで前装し、その他の部分は金属を露出させる鑄造冠である。</p> <p>陶歯前装鑄造冠、陶材焼付前装鑄造冠、レジン前装鑄造冠がある。</p>	 <p>前装レジン (白歯)</p> <p>金属</p>
<p>全部鑄造冠</p> <p>金属冠の一種で、歯の臨床歯冠の全表面を切削することによって得られる支台歯全面を金属の一塊鑄造法によって制作した鑄造体によって完全に被覆する補てつ方法。</p> <p>メタルクラウン、キャストブルセラミッククラウンがある。</p>	 <p>全部鑄造冠</p>
<p>ジャケット冠</p> <p>歯冠の全表面を覆う天然の歯に類似した色調をもった充実性の被覆冠をいい、歯冠全体をレジンまたは陶材の単体で被覆する。</p>	
<p>継続歯 (ポストクラウン)</p> <p>歯冠部の大部分あるいは全部の実質欠損歯、歯冠の形態異常などで、歯根が健全かつ骨植が堅固なものに対して、その歯根部を利用して歯根部に支柱釘 (ポスト) を埋め込み、これに維持を求めて人工歯冠 (ポーセレン、レジン等) を補てつするもの。</p>	 <p>欠損部 (人工歯)</p> <p>合釘 歯根</p>
<p>インプラント義歯 (特殊人工歯根による義歯)</p> <p>著しい骨吸収を伴う歯牙欠損等に対して、歯が欠損した部の顎骨に人工歯根を埋入し、その歯根を支持する義歯治療法である。</p>	
<p>ブリッジ (架工義歯)</p> <p>欠損歯に隣接する歯を削り金属で補強して支台にし、欠損部分にはダミー (なくなった歯の代わりの歯) を使って支台を連結し固定する。この方法は、歯のない部分も支台の歯が支えるので欠損した歯が少ない場合にだけ用いられる。</p>	 <p>支台装置</p> <p>ダミー 支台歯</p>
<p>部分床義歯 (局部床義歯)</p> <p>部分的な歯の欠損に対し、歯および歯周組織の実質欠損部を口腔粘膜に密着する床を用いて補綴する可撤性の義歯。</p> <p>構成要素は人工歯、義歯床、バー、維持装置、連結子から成る。</p> <p>バーは2つ以上の義歯床を連結するもの。</p> <p>維持装置は、残存歯の中から選ばれた歯牙に掛ける金属性の装置で、義歯を口腔内に維持、安定させる。維持装置には、鉤 (クラスプ)、アタッチメントなどがある。</p> <p>連結子は、義歯の各構成部分を連結するものであり、通常は床用レジンが果たしている。</p>	 <p>義歯床</p> <p>バー</p> <p>人工歯</p> <p>鉤</p>
<p>全部床義歯 (総義歯)</p> <p>上下顎あるいはどちらか片顎の全歯牙を欠損した場合に用いられる全顎床を覆う有床義歯。</p> <p>全部床義歯の構成要素は、義歯床、人工歯および連結子からなっている。</p>	 <p>人工歯</p> <p>義歯床</p>

(質問)

交通事故で前歯4本がハセツした患者が、自賠責保険の適用での診療で受診しました。すると、保険会社より「補綴物もすべて保険の範囲でお願いします。健康保険を適用し、患者負担分(3割)を請求してください」との依頼だったので、「MBは？」と尋ねると、「厚労省の通達でMBは自賠責の適用から外れたので認められない。前装冠での補綴をお願いします。」との返答でした。

税理士に聞くと「限度額が30万円なので、病院に入院した際 その枠を超えてしまったのでは？」と言ってます。

厚労省からの通達は事実ですか？ 通達でなく限度額が理由なら 患者が希望すれば事情を説明した上で“患者の自腹”になるのでしょうか？ 幸手

質問した先生より以下の追加事項がありました。

「診療報酬請求の手引き」(赤本)を参考にしましたが、

1. この手引きにあるルール(1点20円)は全国共通なのか？ 保険会社は「患者負担の3割分のみを請求してください」と言ってるが 埼玉県以外なら無効なのか？
2. 35年前(昭和43年)の資料を根拠に保険会社は「適用外」を主張しているが、手引き(赤本)は、「以前はそうだったが、今では違う」と言うような その資料の存在を承知した上で書かれているのか？

= 赤本より引用 =

◇自動車損害賠償責任保険

1. 原則は自費診療。1点20円。患者は任意保険の還付金受領の為、療養状況記載の書類が必要。
2. 事故当事者は、一義的には自賠責保険の不足分を任意保険で補完する。
任意保険未加入者が医療保険の適用を受けるには、保険者に「第三者行為」の届出をする。
3. 「第三者行為」の届出後の診療は通常通り、レセプトの特記事項欄に「第3」と記載する。
4. 社会保険事務局で過失割合に応じ加害者に医療費の請求をする。
5. 喧嘩、その他の傷害の打撲等の医療もこれに相当する。